

耕作放棄地対策補助金について

1 事業の概要

(1) 事業の目的

現在、農家の後継者不足や地域の農業従事者数の減少により、耕作放棄地となる農地が増加しています。農地の再生整備にかかる経費の一部を補助することで、担い手への農地の利用集積につなげ、営農が再開されることを目的としています。

(2) 補助要件について

① 補助対象経費について

農地の「再生作業」として行う障害物除去、深耕、整地及びこれらの作業と併せて行う土壌改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)を対象に補助します。 土壌改良のみは補助対象外です。

■補助事業概要

事業 メニュー	補助要件	補助率		補助内容
		県	市	
再生 作業	・農用地区域内農地であること ・当該農地の耕作者が新規就農者(就農後5年以内で、年度開始時点で65歳未満の者)又は認定農業者であること	1/2		■再生作業 ・補助対象事業費上限 100,000 円/10a ・補助額上限 50,000 円(県市各 25,000 円)/10a ※同一年度における事業者毎の補助上限額は <u>100,000円</u> □畑地化整備加算・・・再生作業に附帯して畑作物や園芸作物を導入するための簡易な基盤整備(暗渠排水、客土等)を行う場合 ・補助対象事業費上限 400,000 円/10a ・補助額上限 200,000 円 (県市各 100,000 円)/10aを加算することが可能
	・市街化調整区域内農地であること (耕作者の要件なし。農地中間管理機構、農業協同組合等も可能)	なし	1/4	■再生作業 ・補助対象事業費上限 100,000 円/10a ・補助額上限 25,000 円/10a ※同一年度における事業者毎の補助上限額は <u>100,000円</u>

※ 1aあたりの事業費が補助単価を下回った場合は補助対象外です。

再生作業・活用イメージ (市補助のみ活用の場合)

<補助率について>

10a当たり25,000円又は事業費の1/4
(ただし、1,000円未満切り捨て)のうちいずれか低い方。

【ケース1】

・対象面積 10a
・事業費 150,000円

【ケース2】

・対象面積 10a
・事業費 80,000円



対象面積
10a

100,000円
助成対象事業費

事業費
150,000円

対象面積
10a

80,000円
助成対象事業費

事業費
80,000円

このケースでは、事業費が150,000円であるが、助成対象事業費は100,000円(上限到達)となる。補助額は以下①・②のうちいずれか低い方なので、
①対象面積10a×25,000円/10a=25,000円
②事業費150,000円×1/4=37,500円

➡ ①の25,000円が補助額

このケースでは、事業費が80,000円であり、助成対象事業費は80,000円(上限未達)となる。補助額は以下①・②のうちいずれか低い方なので、
①対象面積10a×25,000円/10a=25,000円
②事業費80,000円×1/4=20,000円

➡ ②の20,000円が補助額

畑地化整備加算・活用イメージ

<補助率について>

10a当たり200,000円又は事業費の1/2
(ただし、1,000円未満切り捨て)のうちいずれか低い方。

※再生作業が行われた農地に付帯して行う畑作物や園芸作物を導入するための簡易な基盤整備(暗渠排水、客土等)

<注意>

畑地化整備加算のみを活用することはできません。再生作業と併せて行うもののみが対象です。

【ケース1】

・対象面積 10a
・事業費 500,000円(畑地化整備に要する経費)

【ケース2】

・対象面積 10a
・事業費 300,000円(畑地化整備に要する経費)

対象面積
10a

400,000円
助成対象事業費

事業費
500,000円

対象面積
10a

300,000円
助成対象事業費

事業費
300,000円

このケースでは、事業費が500,000円であるが、助成対象事業費は400,000円(上限到達)となる。補助額は以下①・②のうちいずれか低い方なので、
①対象面積10a×200,000円/10a=200,000円
②事業費500,000円×1/2=250,000円

➡ ①の200,000円が補助額

このケースでは、事業費が300,000円であるが、助成対象事業費は300,000円(上限未達)となる。補助額は以下①・②のうちいずれか低い方なので、
①対象面積10a×200,000円/10a=200,000円
②事業費300,000円×1/2=150,000円

➡ ②の150,000円が補助額

② 注意事項

本事業は予算の範囲内において補助金の交付を実施しています。したがって、事業要望が予算を上回った場合、補助金交付ができません。本事業の活用希望がある場合には、お早めにご相談をお願いします。また、補助金の交付決定前に事前着手することは認められません。したがって、事前着手したもののについて、本事業で対応することはできませんので、ご注意ください。

(ア) 面積(端数処理の方法)について

事業面積は1a単位で計算します。(1a未満は切り捨て)

複数の筆を対象とされる場合には、対象面積の合計から1a未満を切り捨てます。

(イ) 事業実施後の耕作期間について

事業実施後 5 年間は営農継続していただくことが要件です。

(ウ) 自己所有地について

過去1年以内に所有権移転された場合は、個別に相談させていただきますが、それ以外は補助対象外です。

2 事業要件の確認事項

番号	確認事項
1	遊休農地(荒廃農地)の確認 ・申請時において、1年以上作付けされていない農地であること。 ・申請時において、人力・農業用機械で草刈り、起耕、抜根、整地等により耕作することが可能な農地であること。 ・申請時において、トラクターや重機等で起耕すれば耕作することが可能な農地であること 等。 ・最終的な判断は、農業委員・農地利用最適化推進委員が行うので、現地確認を委員さんをお願いしてください。
2	農地の契約関係の確認 ・補助を利用するには、原則農地を借り受けて、本事業実施後 5 年以上耕作していただく必要があります。よって、次のいずれかの手続により <u>5年以上の契約</u> をお願いします。 ・利用権設定、農地中間管理機構からの借受、特定農作業受委託等 上記の農地契約単体で 5 年以上の契約期間であることが必要です。 (具体的な対象外のケース) 農地中間管理機構からの貸借 3 年 + 特定農作業受委託 2 年 = 5 年 ・なお、手続のタイミングは補助申請と同時でも結構です。

上記の確認が終わりましたら、以下のものをご準備いただき、農林水産課の窓口にご相談ください。

① 農地の写真

- ・対象農地を 4 方向(東西南北)から撮影した写真
- ・簡易整備予定箇所(近景と遠景)を撮影した写真

※4方向からの写真は、相談時点において必要なものです。補助の要件を満たしていると判断される場合には、これらの写真の一部を抜粋して実際の申請書類に添付していただきます。

② 作業内容がわかるもの(見込)

例

作業内容	作業時間	作業人数	作業経費(見積)
草刈り			
整地			
土壌改良			

※アルバイト等を活用して草刈等を行う場合には、対象者の時給、日給等をお知らせください。